

三 大学の質の向上のための制度改革

(一) 設置認可制度の的確な運用

大学や学部等を設置する場合、文部科学大臣の認可が必要とされている。また、文部科学大臣の認可にあたっては、大学関係者や有識者を中心とした大学設置・学校法人審議会へ諮問することとしている。大学設置・学校法人審議会には、「大学設置分科会」、「学校法人分科会」の二つの分科会が置かれており、大学設置分科会は、大学設置基準等に基づき教養面を審査し、学校法人分科会は、私立学校法等に基づき財政計画・管理運営面を審査し、それぞれにおいて各種基準に適合していると認められて初めて、大学や学部等の設置が認可されることとなる。(国立大学法人の設置する大学は、国立大学法人法に基づき設置されるものであるため、文部科学大臣による認可の対象とはされていない。また、地方公共団体(地方独立行政法人法に定める

公立大学法人を含む)が設置する大学は、各地方公共団体による条例及び財政措置によって設置されるものであるため、私立学校法は適用されず、学校法人分科会による審査を要しない。

このような大学設置認可制度は、規制緩和の流れの中、平成一四〜一五年にかけて大幅な改革が行われた。すなわち「事前規制から事後チェック」という考え方の下、大学設置認可制度そのものが大幅に弾力化され、それまで認可が必要だった学部等のうち、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないものを設置する場合、届出で設置することも可能となった。また、審査基準も大幅に簡素化され、これまで内規として定められていた具体的な基準の多くが撤廃され、基準を定める場合は、告示以上の法令で規定することとされた(いわゆる「準則化」)。さらには、大学の量的規模(マクロとしての大学の収容定員)に

については、これまで国として抑制方針をとっていたものを、医師や獣医師などを養成する特定の分野を除き、その方針を撤廃することとした。その他、財産要件等の緩和も順次図られた。

また、このような改革とあわせて、新たに、認証評価制度の導入、法令違反状態の大学に対する是正措置等、事後チェックに関する制度化が図られた。

この結果、大学の新規参入や組織変更が促進される環境が整い、実際に多くの大学が様々な学部等を届出によって設置するなどしている。また、構造改革特別区域制度により、株式会社の設置する大学も参入している。

一方で、制度の見直しから五年以上を経過した現在、大学の質の確保という観点から懸念される状況も生じてきている。例えば、大学設置・学校法人審議会による審査を経ないで設置された学部等の中には、学位の名称が学問専攻に基づく名称とは言い難く、国際通用性のある学位が授与されているか、極めて疑念がもたれるものも少なくない。

また、設置した学部等に学生が集まらなければ、直ちに

届出によってその学部等を改組転換するなど、極めて安易な組織設置・変更が行われている事例がある（学生にとつては、卒業する学部等が数年のうちに消滅することとなる）。また、株式会社の設置する大学の中には、公の性質を有する学校としての認識が薄く、法令違反が確認され、改善勧告を受けた大学もある。その他、専任教員について定めた内規が撤廃されたこともあり、勤務実態のほとんどない、いわゆる実務家教員が専任教員として位置づけられているような事例も生じている。

消費者（学生）にとって、大学の選択は取り返しのつかないものであることから、設置される段階で最低限の質が確実に担保される必要がある。そのために、大学等を設置しようとする者は、設置構想を具体的に検討し、十分な準備をした上で設置認可申請をすることが望まれる（通常、構想から開学まで三〜四年は必要とも言われている）。また、大学等の設置を認可する国は、国際通用性のある大学として、その質が担保されているか否かを厳格に審査する必要がある。

(二) 認証評価制度

平成一六年度から、国公立全ての大学、短期大学、高等専門学校（以下、大学等という。）がその教育研究などの状況について、定期的に、文部科学大臣の認証を受けた第三者評価機関（以下、認証評価機関という。）から評価を受ける制度を導入した。この制度は、①評価結果を踏まえて大学等が自ら改善を図ること、②評価結果が社会に公表されることにより、大学等が社会による評価を受けることによって、大学等の教育研究活動などの質の向上を目的とするものである。

この制度で実施する評価には次の二種類がある。

・大学等の総合的な状況の評価

大学等の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況について、七年以内ごとに評価する。

・専門職大学院の教育研究活動の評価

専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、五年以内ごとに評価する。

この評価制度の特色としては、

・各認証評価機関が定める評価基準に従って評価を実施すること

・大学等が複数の認証評価機関の中から評価を受ける機関を選択すること

が挙げられる。これらにより、大学等の自主性・自律性に配慮しつつ、各大学等の特色や個性を活かした評価を行うことを可能としている。

また、文部科学大臣による評価機関の認証は、教育に関する有識者の意見を踏まえつつ、適切に行うことが必要であることから、中央教育審議会へ諮問した上で、評価基準、方法、体制などが一定の基準に適合すると認められる場合に、認証している。

平成二十二年二月現在で、八機関が認証評価機関として認証されており、これらの認証評価機関は、平成一九年度末までに、二六八大学、一三二短期大学、五六高等専門学校、二四法科大学院に対して評価が実施され、その結果を公表している。

認証評価機関による評価によって、大学等の質が保証さ

れるとともに、大学等の教育研究活動の活性化が、より一層推進されることが今後も期待されている。

また、大学がその社会的責任を果たしていくためには、自らの教育研究の理念・目標に照らして、教育研究活動の状況を点検・評価し、自己改善へ努力していくことが基本となることから、認証評価制度とは別に、学校教育法において、全ての大学が自己点検・評価を行い、その結果を公表することを義務付けているところである。